

議案第34号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
9 鳥取県 中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
9 鳥取県 中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立	

に恵まれな
い地域にお
いて、住民
が共同して
行う農山村
が保有する
多様な機能
の維持及び
強化並びに
利用及び活
用に係る活
動等を推進
し、もって
これらの地
域の農山村
の活性化を
図ること。

て

略

15 鳥取県 こども未 来基金	未来を担 う子どもの 健やかな成 長に資する 施策のため 県に寄附さ	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な次の経費 の財源に充
-----------------------	---	-------------------------	---	---

に恵まれな
い地域にお
いて、住民
が共同して
行う農山村
が保有する
多様な機能
の維持及び
強化並びに
利用及び活
用に係る活
動等を推進
し、もって
これらの地
域の農山村
の活性化を
図ること。

て

略

15 鳥取県 こども未 来基金	未来を担 う子どもの 健やかな成 長に資する 施策のため 県に寄附さ	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な次の経費 の財源に充
-----------------------	---	-------------------------	---	---

れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。

てるとき。
(1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費
(2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
(3) 未来を担う子どもの健全な成長に資する施策に

れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。

てるとき。
(1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費
(2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
(3) 未来を担う子どもの健全な成長に資する施策に

係る経費のうち、
（１）及び（２）
に掲げる経費に準
ずるもの

係る経費のうち、
（１）及び（２）
に掲げる経費に準
ずるもの

<p>16 鳥取県 緊急雇用 創出事業 臨時特例 基金</p>	<p>失業者に 対する短期 の就業機会 の提供及び 能力開発、 就業相談、 住宅の確保 その他の支 援を行うと ともに、就 業している 者の処遇の 改善等を支 援すること により、労 働者の生活 の安定を図 ること。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
---	--	----------------------------------	--	---

16 略

<p>17 鳥取県 消費者行 政活性化 基金</p>	<p>消費生活 相談の複雑 化・高度化 に対応し て、消費生 活相談窓口 の機能強化 等を図ること。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
--	--	----------------------------------	--	---

17 略

<p>18 鳥取県 消費者行 政活性化 基金</p>	<p>消費生活 相談の複雑 化・高度化 に対応し て、消費生 活相談窓口 の機能強化 等を図ること。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
<p>19 鳥取県 介護職員 処遇改善 等臨時特 例基金</p>	<p>介護職員 の処遇改善 を行う介護 事業者を支 援すること により介護 サービスに 従事する人 材の確保及 び育成を推 進するとと もに、介護 施設の開設 準備に対す</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>

成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。

成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。

24 鳥取県
授業料減免・奨学金等基金

次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。
(1) 経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒の授業料等の減免及

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

<u>24</u> 略
<u>25</u> 略
<u>26</u> 略

<u>30</u> 略
<u>31</u> 略
<u>32</u> 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。